

●香川県告示第287号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成24年6月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第1号
- 2 指 定 年 月 日 平成24年5月28日
- 3 指定道路の位置 観音寺市観音寺町字下柳甲2918番1及び甲2928番2
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 6.24メートル  
延長 61.35メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。